

令和元年度10月～

## 預かり保育等利用料の無償化(上限あり)の概要について

### 1 無償化の対象となるのは…保育の必要性があるお子さんです。

保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。  
※満3歳クラスは、市(区)町村民税非課税世帯に限られます。

| 保育を必要とする事由(保護者の状態) |  | 認定期間  |
|--------------------|--|---|
| 就  労               | 月64時間以上就労している                                      | 就労を継続している期間   |
| 妊娠・出産              | 妊娠中または出産後、間がない                                     | 産前7週・産後8週、多胎妊娠の場合は産前14週<br>※育児休業取得のみでは保育が必要な理由になりません。 |
| 保護者の<br>疾病・障がい     | 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい<br>を有している            | 診断書に記載された加療期間または保育できるようになるまで                          |
| 介護・看護              | 同居していて病气や障がいのある親族を常時介護または<br>看護している<br>※時間は「就労」と同じ | 介護・看護が必要な期間   |
| 災害復旧               | 震災・風水害・火災等の復旧にあたっている                               | 復旧が終わり、保育ができるようになるまで                                  |
| 求職活動               | 求職活動を継続的に行っている                                     | 3ヵ月間  |
| 就  学               | 学生または職業訓練校等に在学している(通信教育は不可)<br>※時間は「就労」と同じ         | 在学期間中(卒業・修了予定日まで)                                     |
| 虐待やDV              | 児童虐待や配偶者等からのDVのおそれがある                              | おそれなくなり、保育できるようになるまで                                  |

### 2 該当する事由について確認し、認定します…申請が必要です。

上表に該当する場合、下記の保育の必要性を証明する書類とともに認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

- ①就労証明書… 自営及び農業以外に従事している方、内定した方
- ②就労状況申告書… 自営及び農業に従事している方
- ③診断書… 疾病や怪我等により保育することができない方、または介護をするために保育することができない方
- ④在学証明書… 就学している方、または内定した方
- ⑤就労誓約書… 求職中の方
- ⑥母子健康手帳のコピー… 産前7週・産後8週の期間を申し込む方
- ⑦その他… 父母、祖父母等の扶養義務者が保育できないことの証明書など

※各家庭によりご用意いただく書類は変わります。①～⑤は、役場こども支援課又は町HPにある所定の様式を使用してください。

★満3歳で預かり保育等を利用しており、市(区)町村民税非課税かつ平成31年度1月1日に三芳町に住民票がなかった世帯は、非課税証明書(平成31年1月1日時点で在住の自治体で発行(有料))が必要となります。

### 3 無償化する金額について…上限があります。

① 最大 → 11,300円(市(区)町村民税非課税世帯の満3歳児は16,300円)

② 上限 → 450円×ひと月の預かり保育利用日数

※①と②を比較し、低い方が無償化する金額となります。

■幼稚園の預かり保育と他の認可外保育施設等を併用している方

通園する幼稚園で実施する預かり保育が、一定基準未満(教育時間(通常利用時間を含む)平日の提供時間が8時間未満または年間開所日数(平日・休日・長期休業中の合計)が200日未満の場合は、**認可外保育施設等の利用料も上限額の範囲内**で無償化されます。(幼稚園での預かり保育と合わせて11,300円あるいは16,300円)

#### ● 提出先・お問い合わせ先 ●

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1  
三芳町役場 2階 こども支援課 TEL:049-258-0019(内線253)